

第1章 都市計画マスタープランについて

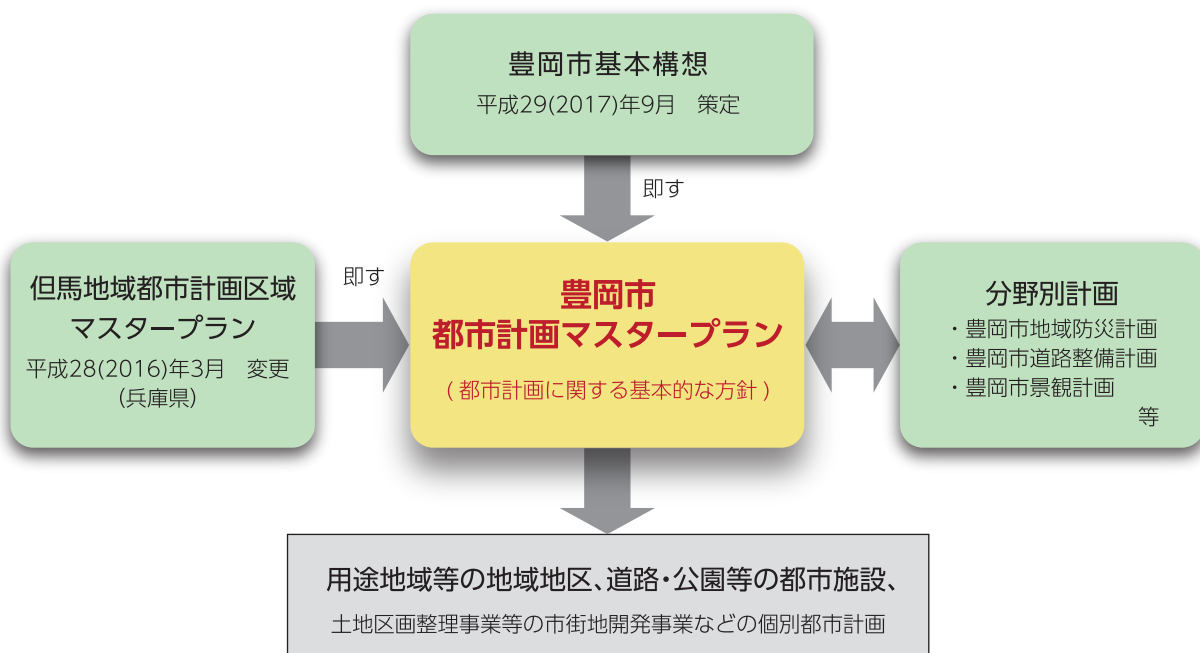
1 都市計画マスタープランの位置づけ

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、当該市町村を含む都市計画区域マスタープラン(但馬地域都市計画区域マスタープラン)、議会の議決を経て定められた市町村の基本構想(豊岡市基本構想)、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第4条に基づく市町村計画等に即し、市の都市計画に関する基本的な方針で住民の意見を反映させつつ、まちづくりについて将来ビジョンを確立し、地域のあるべき姿、地域の課題に応じた都市計画の方針、都市施設の計画、土地利用について定めるものです。

豊岡市都市計画マスタープランは、平成20(2008)年3月に策定し、平成23(2011)年3月に一部改訂しています。

(2) 都市計画マスタープランの位置づけ



図表1-1. 都市計画マスタープランの位置づけ

(3) 都市計画マスタープランを改定する理由とその目的

本市では、平成20(2008)年3月に豊岡市都市計画マスタープランを策定し、“コウノトリ悠然と舞うふるさと”を本市の将来像として、多様な施策を行ってきました。

しかし、急速な人口減少と少子高齢化、財政悪化など急激な社会変化の中、本市を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。そのため、地域の活力を維持し都市を持続可能なものにするため、地域の特性を活かした地域づくりを推進し住民が多様な交通手段により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通などを含めて都市全体の構想を見直し、集落地域において住民の生活に必要な生活サービスや機能を維持し持続可能な地域づくりを目指した「小さな拠点づくり」などのまちづくりを進めていく必要性が高まっています。

兵庫県の市町都市計画マスタープラン策定ガイドラインには、「都市計画区域マスタープラン、市町の基本構想に即したものとすることとされており、また、計画の社会的情勢の変化への対応を図るため、これら上位計画の改定期間など適切な時期に見直すものとする」と記載されています。

都市計画マスタープランの指針となる兵庫県の但馬地域都市計画区域マスタープランが平成28(2016)年3月に見直され、また、豊岡市基本構想が平成29(2017)年9月に策定されました。

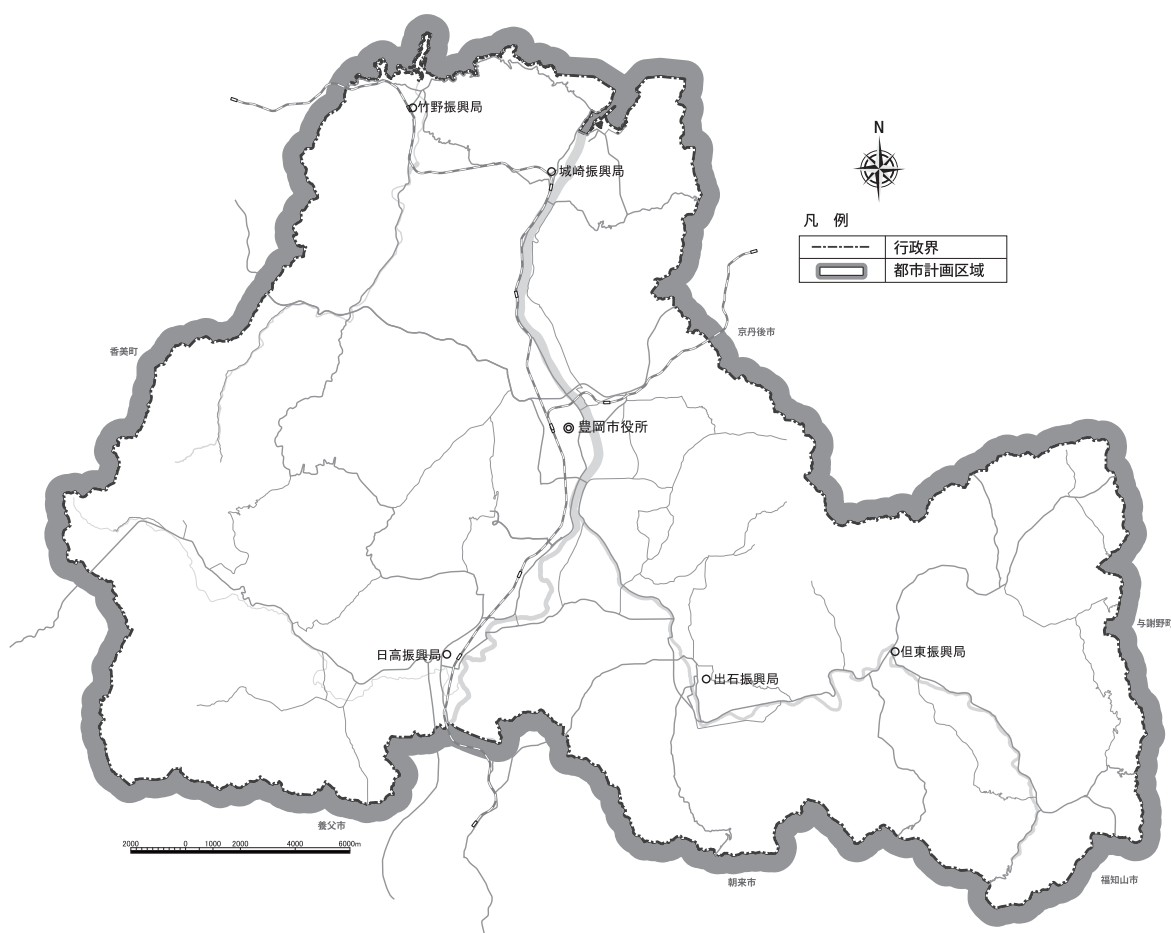
そこで本改定は、これらの状況を踏まえ、改めて本市の将来像を見つめ直し、社会変化に対応することで都市の活力が維持できる持続可能なまちづくりを具体化するための基本方針を示す豊岡市都市計画マスタープランの改定を行うこととしたものです。



2 計画の対象と構成

(1) 都市計画マスタープランの対象区域

豊岡市都市計画マスタープランでは、下図に示すとおり、都市計画区域全域(豊岡市全域)が対象となります。



図表1-2. 都市計画マスタープランの対象区域(都市計画区域)

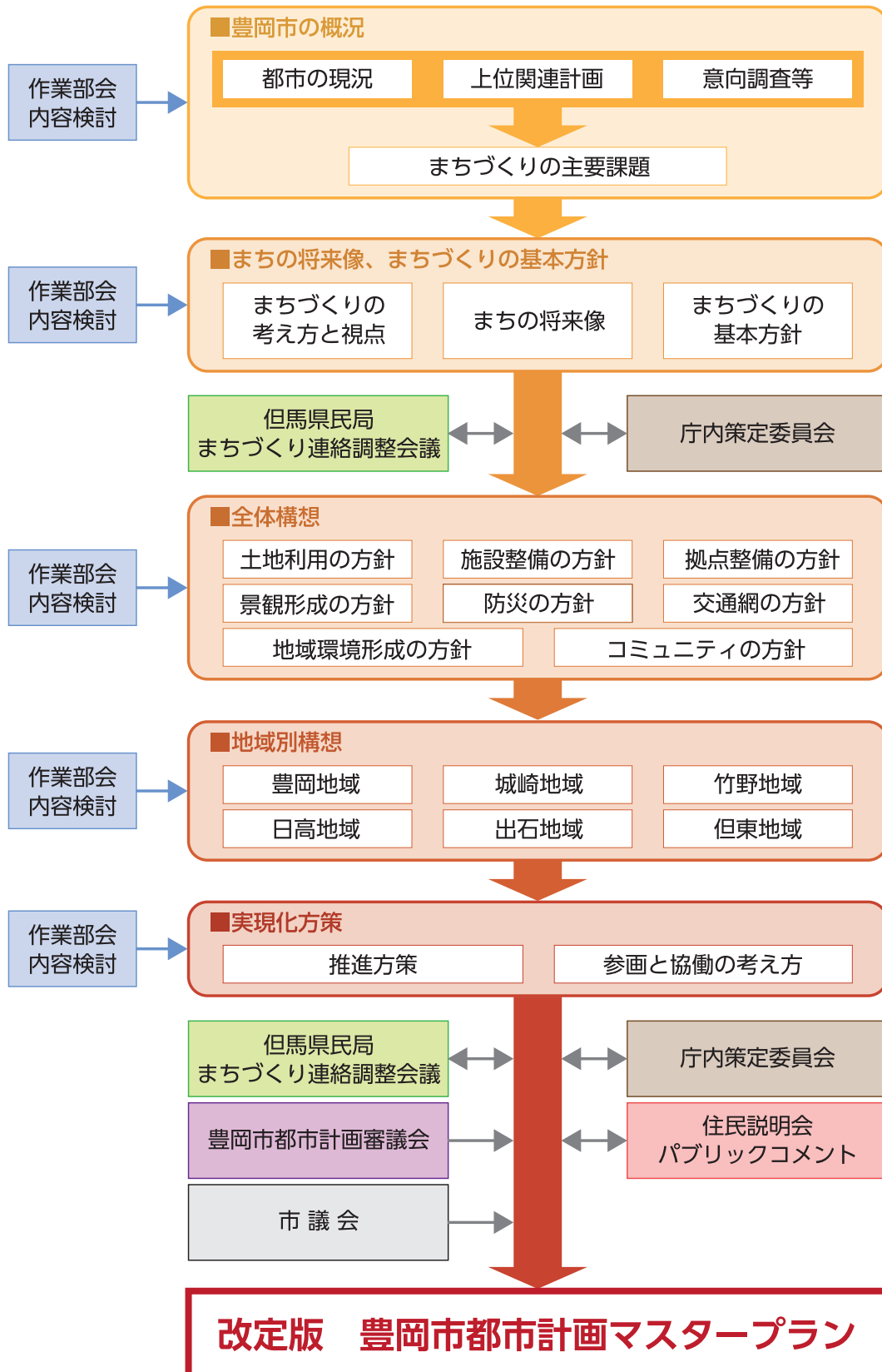
(2) 都市計画マスタープランの目標年次

豊岡市都市計画マスタープランでは、概ね20年後(2038年)を睨みつつ、10年後の2028年を目標とします。



図表1-3. 計画の目標年次

(3) 都市計画マスタープラン策定の流れと構成



図表1-4. 都市計画マスタープランの策定フロー